

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	U29 就職マッチング支援事業業務の委託について
----	--------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：地域文化部消費者支援等担当課）

## 事業の概要

<b>事業名</b>	U29 就職マッチング支援事業
<b>担当課</b>	消費者支援等担当課
<b>目的</b>	若者が中小企業に関心を持ち就職意欲が高まるよう、中小企業 PR 用 Web サイトによる情報発信や合同面接会の開催等により、若者と中小企業の接点をつくることでマッチングを強化し、就職意欲のある若者が、その機会を逸することなく早期就職を実現し、社会で活躍できるよう支援する。
<b>対象者</b>	区内在住（在学）の18歳以上29歳以下で就職を希望する者。ただし、学生については最終年次の者に限る。
<b>事業内容</b>	<p>本事業は、東京都人づくり・人材確保支援事業補助金を活用し、若者と中小企業のマッチングを支援するものである。</p> <p>当該補助金の交付要件として、区市町村が「委託事業」として実施する旨の定めがあること、また、区職員では、就労支援を行う専門資格、実務経験を有するものは限られており、効率的・効果的に就労支援を実施することができないことから、若者の就労支援にノウハウがある事業者に委託し、実施するものである。</p> <p>1 事業対象者</p> <p>(1) 区内在住（在学）の18歳以上29歳以下で就職を希望する者。ただし、学生については最終年次の者に限る。</p> <p>(2) 若者の採用及び育成に意欲的な区内中小企業</p> <p>2 事業期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで</p> <p>3 委託内容</p> <p>(1) 中小企業PR用 Web サイトの制作</p> <p>若者に中小企業の魅力をPRするためのサイトを制作する。掲載企業の開拓・選定、掲載情報の企画・編集・制作、サイトの制作・運用管理を行う。また、サイトから、掲載する中小企業に直接応募できる仕様とする。</p> <p>(2) 若者向け就職支援セミナーの実施 【事業規模60名×2回程度】</p> <p>若者と中小企業のマッチングに資する就職支援セミナーの開催及びそれに伴うセミナー参加者の募集、選定を行う。</p> <p>(3) 若者向け合同面接会等の実施【事業規模60名×2回程度】</p> <p>若者と中小企業のマッチング強化を図るため、合同面接会等の開催及びそれに伴う参加中小企業と参加者の募集、選定を行う。</p> <p>(4) 若者向けフォローアップの実施</p> <p>上記(2)(3)の支援によっても就職が決まらない若者へのフォローアップを行う。</p>

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、  
(第14条第1項)・・・報告事項

## 件名 U29 就職マッチング支援事業業務の委託について

保有課(担当課)	消費者支援等担当課
登録業務の名称	U29 就職マッチング支援事業
委託先	未定(3月上旬決定予定、公募型プロポーザルによる)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	委託の内容2で処理させる情報項目 【区内在住の18歳以上29歳以下の本事業を利用する若者に係る情報項目】 氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、メールアドレス 委託の内容3で処理させる情報項目 【区内在住の18歳以上29歳以下の本事業を利用する若者に係る情報項目】 氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、メールアドレス、採用結果 委託の内容4で処理させる情報項目 【区内在住の18歳以上29歳以下の本事業を利用する若者に係る情報項目】 氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、メールアドレス、学歴、職務経歴、採用結果、相談記録
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体
委託理由	都補助金の交付要件として、区市町村が委託事業として実施する旨が定められている。また、区職員では、就労支援を行う専門資格、実務経験を有するものは限られており、効率的・効果的に就労支援を実施することができない。
委託の内容	1 中小企業PR用Webサイトの制作 若者に中小企業の魅力をPRするためのサイトを制作する。掲載企業の開拓・選定、掲載情報の企画・編集・制作、サイトの制作・運用管理を行う。また、サイトから、掲載する中小企業に直接応募できる仕様とする。 2 若者向け就職支援セミナーの実施 若者と中小企業のマッチングに資する就職支援セミナーの開催及びそれに伴うセミナー参加者の募集、選定を行う。 3 若者向け合同面接会等の実施 若者と中小企業のマッチング強化を図るため、合同面接会等の開催及びそれに伴う参加中小企業と参加者の募集、選定を行う。 4 若者向けフォローアップの実施 上記2、3の支援によっても就職が決まらない若者へのフォローアップを行う。 ※上記2～4において、個人情報を取り扱う。
委託の開始時期及び期限	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで(以降継続)
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 区と委託先との間の契約書には、別紙「特記事項」を付す。 2 委託先が収集した情報の管理・保管状況については、随時、立入検査し、確認する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定させる。 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管させる。 3 電磁的媒体の処理に係るパソコンの使用に際しては、パスワードを設定し、指定された従事者のみ操作できるようにさせる。

- |  |  |
|--|--|
|  | <p>4 セミナー、面接会等での個人情報の収集は紙によるものとし、参加実績や就職実績の集計等のため電磁的媒体に記録する場合は、必要最低限の個人情報とする。また、面接会等に参加する区内中小企業に対する個人情報の取扱いの徹底を十分行うよう指示させる。</p> <p>5 委託業務の履行後、保有した個人情報は、速やかに区に返還させる。また、電磁的媒体については、立入検査の際、電磁的媒体の処理に係るパソコン内に保有した個人情報が残置していないかを確認させる。</p> |
|--|--|

# 特記事項

## (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

## (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## (適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

## (本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

## (収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
  - (3) 犯罪に関する事項
  - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

## (持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

## (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

## (適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## (複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

## (再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

#### **(資料等の返還等)**

- 11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

#### **(個人情報を取り扱う従事者の指定)**

- 13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

#### **(業務に関する報告)**

- 14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

#### **(監査)**

- 15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

#### **(従事者に対する教育)**

- 16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

#### **(事故発生時等における報告)**

- 17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

#### **(公表)**

- 18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

#### **(損害の賠償)**

- 19 乙は、第1項から第17項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。